

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳児（幼児教育）		
0～2歳児（保育）		
<p>604万人 (0～5歳児) 約485万世帯</p>		

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

小学校教育との接続

放課後児童対策

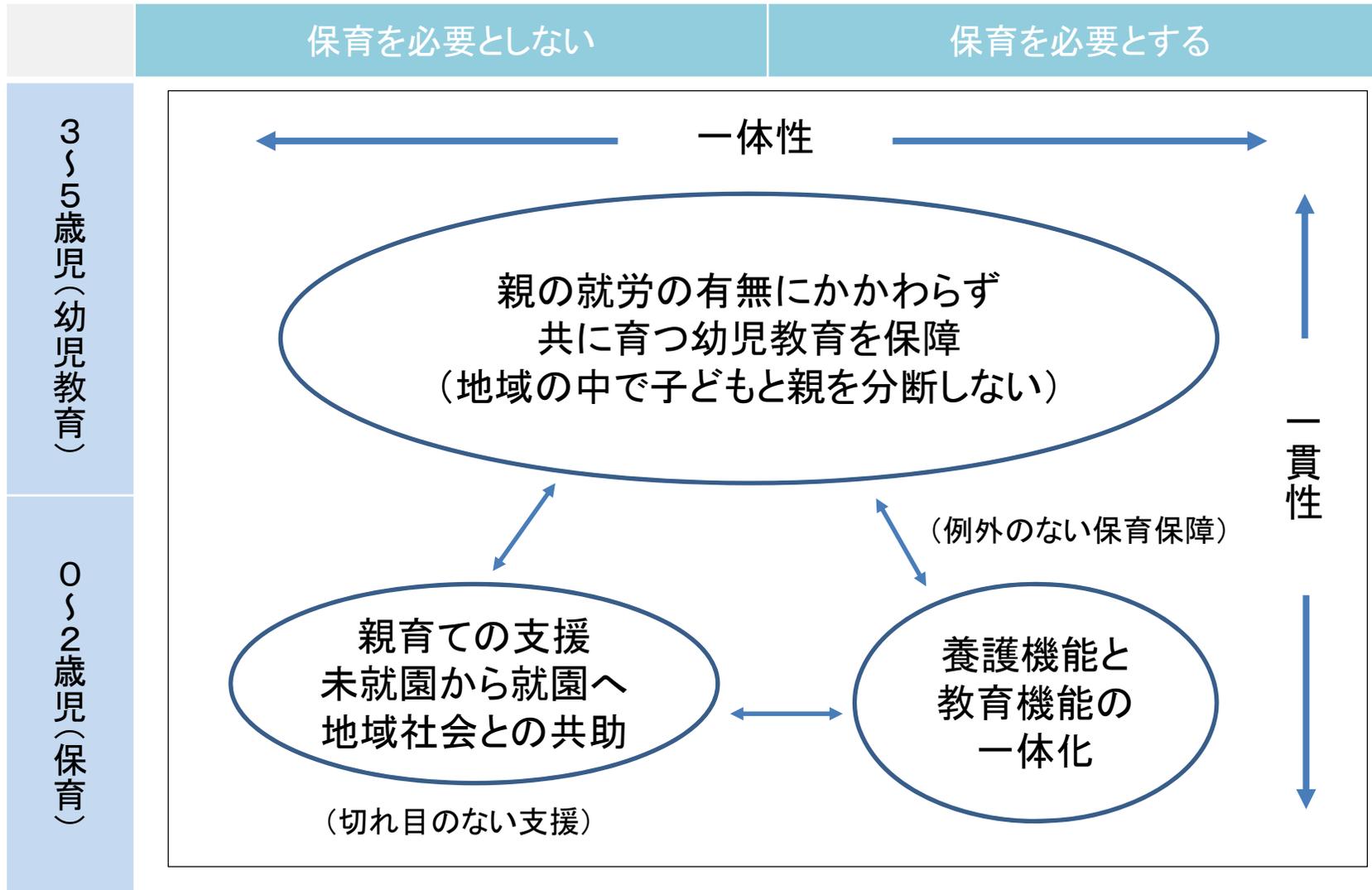
	保育を必要としない	保育を必要とする	
3～5歳児 (幼児教育)	<p>[1号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園(133万人) ○認定こども園(22万人) <p>* 学校教育は幼稚園に加えて 幼保連携型、幼稚園型</p> <p>利用児: 約155万人(49.8%)</p> <p>160万人(平成23年) 173万人(平成18年)</p>	<p>[2号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所(128万人) ○認定こども園(20万人) <p>* 学校教育は幼保連携型、幼稚園型</p> <p>利用児: 148万人(47.0%)</p> <p>135万人(平成23年) 136万人(平成18年)</p>	<p>316万人 (平成28年)</p> <p>319万人 (平成23年)</p>
0～2歳児 (保育)	<p>地域の子ども・子育て支援 [0号認定?]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり、利用者支援 子育て支援拠点等 ○認定こども園の支援機能 <p>利用児: 203万人(67.6%)</p> <p>250万人(平成23年) 261万人(平成18年)</p>	<p>[3号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所(82万人) ○認定こども園(12万人) ○小規模保育等(4万人) <p>利用児: 98万人(32.4%)</p> <p>73万人(平成23年) 64万人(平成18年)</p>	<p>301万人 (平成28年)</p> <p>323万人 (平成23年)</p>

妊娠前・妊娠期・出産・産後・育児への支援

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳児（幼児教育）	<p>基本理念は</p> <ul style="list-style-type: none">○すべての子ども・子育て家庭への支援 ⇒ 「親の就労の有無」「子どもの障害の有無や程度」「世帯状況」「家庭の所得の多寡」「居住地域」などの違いにかかわらず○すべての子どもの最善の利益の保障 ⇒ 質の高い教育・保育の提供、家庭の養育力・教育力の向上 <p>そのために</p>	
0～2歳児（保育）	<ul style="list-style-type: none">○子どもに対しては「例外のない保育保障」 ⇒ 質・量とも十分な教育・保育の提供○保護者に対しては「切れ目のない支援」 ⇒ 妊娠前・妊娠期・出産・産後・育児を通した総合的な支援に向けた仕組みが重要 <p>さらに、子ども環境の整備という観点から</p> <ul style="list-style-type: none">○子ども・子育てにやさしいまちづくり ⇒ 地方創生の中心的課題として（包括的な環境整備）	

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援



地域社会＝子ども・子育てにやさしいまちづくり

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企
業主導型の多様な就労形態に
対応した保育サービスの拡大
を支援 (整備費、運営費の助
成)
- ・ベビーシッター等利用者
支援事業
⇒残業や夜勤等の多様な働き
方をしている労働者等が、低
廉な価格でベビーシッター派遣
サービスを利用できるよう支援

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント — 「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例)平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携